



大阪労働局発表  
平成30年11月28日

担当	大阪労働局 需給調整事業部 電話 06-4790-6319
----	----------------------------------

## 派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

大阪労働局（局長：井上 真）は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、労働者派遣事業を営む派遣元事業主2社に対して、本日、下記のとおり、行政処分を行った。

### 記

#### 第1 被処分派遣元事業主

- |       |  |
|-------|--|
| 名称    | 株式会社オネスト（代表取締役 本間 大二郎）                       |
| 所在地   | 東京都文京区本郷4丁目9番25号                             |
| 許可番号  | 派13-311588                                   |
| 許可年月日 | 平成30年10月1日<br>（特定労働者派遣事業（平成10年11月1日届出）からの転換） |
| 処分内容  | 労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令<br>（内容は第3のとおり）  |
  
- |       |   |
|-------|---|
| 名称    | アクサス株式会社（代表取締役 駒木 俊祥）                       |
| 所在地   | 東京都新宿区西新宿1丁目22番2号                           |
| 許可番号  | 派13-303127                                  |
| 許可年月日 | 平成19年10月1日                                  |
| 処分内容  | 労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令<br>（内容は第3のとおり） |

## 第2 処分理由

- 1 株式会社オネストは、少なくとも平成28年8月1日から平成30年5月15日までの間、アクサス株式会社との間で締結した業務準委任基本契約と称する契約に基づき、アクサス株式会社から同社と雇用関係がない労働者4名（延べ774人日）を受け入れ、当該労働者4名を株式会社オネストの指揮命令の下にシステム開発業務に従事させ、もって法定の除外事由なく労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させる事を禁止する職業安定法（昭和22年法律第141号）第44条の規定に違反したこと。
  
- 2 アクサス株式会社は、少なくとも平成28年8月1日から平成30年5月15日までの間、株式会社オネストとの間で締結した業務準委任基本契約と称する契約に基づき、アクサス株式会社と雇用関係がない労働者4名（延べ774人日）を、業務委託基本契約と称する契約により労働者派遣事業者4社から受け入れた上で株式会社オネストに送り出し、当該労働者4名を株式会社オネストの指揮命令の下でシステム開発業務に従事させ、もって法定の除外事由なく職業安定法第44条において禁止されている労働者供給事業を行ったこと。

（別添1「事案の概要図」参照）

## 第3 労働者派遣事業改善命令の内容

- 1 労働者派遣事業、請負事業のすべてを対象として、労働者派遣法及び職業安定法に則して適正に行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

（1）株式会社オネストにおいては、

- ① 職業安定法第44条（労働者供給事業の禁止）
- ② 労働者派遣法第26条第1項及び第4項（契約の内容等）
- ③ 同法第41条（派遣先責任者）
- ④ 同法第42条第1項及び第3項（派遣先管理台帳）

（2）アクサス株式会社においては、

- ① 職業安定法第44条（労働者供給事業の禁止）
- ② 労働者派遣法第26条第1項、第4項及び第5項（契約の内容等）
- ③ 同法第32条第2項（派遣労働者であることの明示）
- ④ 同法第34条第1項（就業条件の明示）
- ⑤ 同法第34条の2（労働者派遣に関する料金の額の明示）
- ⑥ 同法第35条第1項（派遣先への通知）
- ⑦ 同法第37条第1項（派遣元管理台帳）

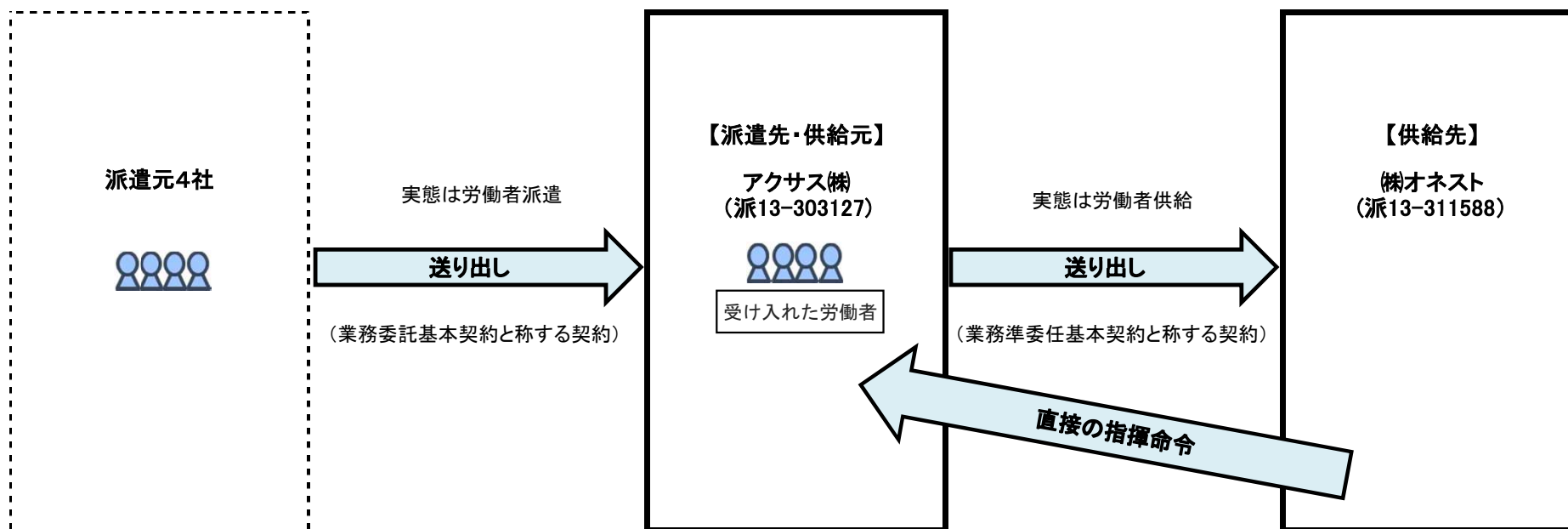
- ⑧ 同法第 41 条（派遣先責任者）
- ⑨ 同法第 42 条第 1 項及び第 3 項（派遣先管理台帳）

2 上記第 2 に係る職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

3 労働者派遣法、職業安定法等労働関係法令の規定に違反することのないよう、全社にわたり確実な方法により、法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

※職業安定法、労働者派遣法の関係条文は別添 2 をご参照ください。

# 事案の概要図



**○職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）（抄）**

（労働者供給事業の禁止）

第 44 条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

（労働者供給事業の許可）

第 45 条 労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

**○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（抄）**

（契約の内容等）

第 26 条 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

一 派遣労働者が従事する業務の内容

二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所並びに組織単位（労働者の配置の区分であつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分に関して直接の権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）

三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項

四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

六 安全及び衛生に関する事項

七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項

八 派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 26 条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第 29 条の 2 において同じ。）等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2～3 （略）

4 派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣（第 40 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するものを除く。次項において同じ。）の役務の提供を受けようとする者は、第 1 項の規定により当該労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする者の事業所その他派遣就業の場所の業務について同条第 1 項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

5 派遣元事業主は、新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該者の事業所その他派遣就業の場所の業務に係る労

働者派遣契約を締結してはならない。

6 (略)

(派遣労働者であることの明示等)

第 32 条

1 (略)

2 派遣元事業主は、その雇用する労働者であつて、派遣労働者として雇い入れた労働者以外のものを新たに労働者派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨（新たに紹介予定派遣の対象としようとする場合にあつては、その旨を含む。）を明示し、その同意を得なければならない。

(就業条件の明示)

第 34 条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項（当該労働者派遣が第 40 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する場合にあつては、第 3 号及び第 4 号に掲げる事項を除く。）を明示しなければならない。

一 当該労働者派遣をしようとする旨

二 第 26 条第 1 項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの

三 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所における組織単位の業務について派遣元事業主が第 35 条の 3 の規定に抵触することとなる最初の日

四 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所の業務について派遣先が第 40 条の 2 第 1 項の規定に抵触することとなる最初の日

2～3 (略)

(労働者派遣に関する料金の額の明示)

第 34 条の 2 派遣元事業主は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額として厚生労働省令で定める額を明示しなければならない。

一 労働者を派遣労働者として雇い入れようとする場合 当該労働者

二 労働者派遣をしようとする場合及び労働者派遣に関する料金の額を変更する場合 当該労働者派遣に係る派遣労働者

(派遣先への通知)

第 35 条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名

二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別

三 当該労働者派遣に係る派遣労働者が第 40 条の 2 第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別

四 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第 39 条第 1 項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第 18 条第 1 項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第 9 条第 1 項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて厚生労働省令で

定めるもの

五 その他厚生労働省令で定める事項

2 (略)

(派遣元管理台帳)

第 37 条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別（当該派遣労働者が有期雇用派遣労働者である場合にあっては、当該有期雇用派遣労働者に係る労働契約の期間）
- 二 第 40 条の 2 第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 三 派遣先の氏名又は名称
- 四 事業所の所在地その他派遣就業の場所及び組織単位
- 五 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 六 始業及び終業の時刻
- 七 従事する業務の種類
- 八 第 30 条第 1 項（同条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により講じた措置
- 九 教育訓練（厚生労働省令で定めるものに限る。）を行つた日時及び内容
- 十 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 十一 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 十二 その他厚生労働省令で定める事項

2 (略)

(派遣先責任者)

第 41 条 派遣先は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、派遣先責任者を選任しなければならない。

- 一 次に掲げる事項の内容を、当該派遣労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者その他の関係者に周知すること。
  - イ この法律及び次節の規定により適用される法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）
  - ロ 当該派遣労働者に係る第 39 条に規定する労働者派遣契約の定め
  - ハ 当該派遣労働者に係る第 35 条の規定による通知
- 二 第 40 の 2 第 7 項及び次条に定める事項に関すること。
- 三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に当たること。
- 四 当該派遣労働者の安全及び衛生に関し、当該事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び当該派遣元事業主との連絡調整を行うこと。
- 五 前号に掲げるもののほか、当該派遣元事業主との連絡調整に関すること。

(派遣先管理台帳)

第 42 条 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別
- 二 第 40 条の 2 第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 三 派遣元事業主の氏名又は名称

- 四 派遣就業をした日
- 五 派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間
- 六 従事した業務の種類
- 七 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 九 教育訓練（厚生労働省令で定めるものに限る。）を行つた日時及び内容
- 十 その他厚生労働省令で定める事項

2 （略）

3 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、第1項各号（第3号を除く。）に掲げる事項を派遣元事業主に通知しなければならない。

（改善命令等）

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第23条第3項、第23条の2及び第30条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 （略）

（権限の委任）

第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 （略）